第１７１回

愛知県市長会議

令和元年５月８日（水）

開催市　新城市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　新城文化会館

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時２０分

12　写真撮影

13　視　　察

①新城市設楽原歴史資料館

②本多プラス株式会社　大宮工場

第１７１回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	公共施設等の適正管理に係る財政措置の充実について 西尾張ブロック　提出	6
第２号議案	外国人材に対する日本語教育の充実について 東三河ブロック　提出	8
第３号議案	劇場等における特定天井の耐震化改修に係る国の財政支援の拡充について 西尾張ブロック　提出	10
第４号議案	国民健康保険料（税）における１８歳未満の被保険者の均等割軽減制度の創設について 西尾張ブロック　提出	12
第５号議案	生活保護費に関する債権管理に係る経費について 西尾張ブロック　提出	14

第６号議案　児童虐待防止対策に資する乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査に係る財政措置及び調査内容の明確化について　16
東尾張ブロック　提出

第７号議案　子ども医療費助成制度の創設について　18
知多ブロック　提出

第８号議案　ＤＶ被害等における一時保護中の医療費の県費負担について　20
東三河ブロック　提出

第９号議案　亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について　22
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第 10 号議案　下水道施設の改築への国費負担の継続及び財政措置の拡充について　24
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第 11 号議案　防災、安全に係る各種事業事例集の作成について　26
西尾張ブロック　提出

第12号議案　景観阻害物件の除却に係る財政措置の拡充について　28
西尾張ブロック　提出

第13号議案　企業等における工業用水の転用利用について　30
西尾張ブロック　提出

第14号議案　無電柱化に向けた取組の推進について　32
知多ブロック　提出

第15号議案　臭気対策施設新設等に向けた財政支援及び臭気対策に関する情報提供について　34
知多ブロック　提出

第16号議案　第５次環境基本計画における地域循環共生圏の創造について　36
東三河ブロック　提出

第17号議案　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について　38
東尾張ブロック　提出

第18号議案　小中学校における日本語指導教員の配置基準の見直しについて　40

西三河ブロック　提出

第１号議案

公共施設等の適正管理に係る財政措置の充実について

西尾張ブロック　提出

多くの地方自治体では、人口減少・少子高齢化が、益々進行していく中、公共施設の利用需要の変化を踏まえて規模の適正化を図り、社会情勢に適応した公共サービスを維持・確保していくことが望まれています。

また、高度経済成長期を中心に整備された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える中、地方自治体の財政は依然として厳しい状況にあり、中長期的な視点を持って公共施設の統廃合や長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減及び平準化を図っていく必要があります。

平成２９年度以降、多くの地方自治体では、平成２８年度までに策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画の策定作業を始めたところです。しかし、平成２９年度に一部内容を拡充して創設された「公共施設等適正管理推進事業債」は起債対象期間が平成２９年度から令和３年度と短期間であることから、期限までに個別施設計画を策定し、長寿命化等の事業を実施することは非常に困難です。重ねて、「除却」について交付税措置の対象外となっていることも公共施設配置の適正化に向けての支障となっています。

また、地方自治体の財政状況を鑑みても、個別施設の計画を着実に実施し、公共施設の適正配置等を推し進めるためには、国の中長期的かつ積極的な財政措置が不可欠です。

よって、国におかれては、**個別計画の策定及び個別計画に基づく事業を着実に実施する期間を確保するため、「公共施設等適正管理推進事業債」の起債対象期間を定めることなく恒久的措置とするよう要望します。**

また、地方自治体が中長期的に公共施設の適正配置を推進できるよう、元利償還金の交付税措置率の引上げとともに、「除却」についてもその対象に追加する財政措置を講じるよう要望します。

メ　　モ

第２号議案

外国人材に対する日本語教育の充実について

東三河ブロック　提出

現在、多くの外国人が地域で生活していますが、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面で支障が生じています。今後は、平成３１年４月施行の改正出入国管理法による、新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い、さらに多くの外国人材の就労・居住が想定されています。

平成３０年１２月に示された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」などを利用し、一定の水準を満たした日本語学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地方公共団体等への支援を行うこととなっています。

現在、地域の日本語教室においては、日本語指導ボランティアにより地方公共団体、国際交流協会やＮＰＯ法人などが外国人への日本語教育に自主的に取り組んでいます。

しかし、地域の日本語教室の開催や受講は、あくまで任意であり、多くの外国人が、生活や仕事の都合で日本語学習の機会が得られないのが現状であります。

また、日本語指導ボランティアは、自主的な取組みであるため、日本語教育の質においても、量においても地域格差が生じています。ボランティアの高齢化や人材不足の問題もあり、十分な財政措置を行うことでボランティアの育成及び確保に取り組む必要があります。

よって、国におかれては、**「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」で示された日本語教育の充実について、具体的施策を確実に実施するとともに、外国人の日本語能力を担保するため、日本語教育に関する法整備を検討することを要望します。**

また、外国人の受入れ・共生のための環境整備や日本語教育のため、自治体などが実施するボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、自治体及び関係機関への財政支援を行うよう、併せて要望します。

メ　　モ

第３号議案

劇場等における特定天井の耐震化改修に係る国の財政支援の拡充について

西尾張ブロック　提出

大規模空間に吊り天井を有する体育館や劇場は、全国に所在しておりますが、東日本大震災では、吊り天井が脱落する被害が多数発生し、人命が失われた被害も発生しました。

平成２６年４月に国土交通省は、天井脱落対策に係る技術基準を新たに定め、吊り天井であって天井高６ｍ超など一定の要件に該当し、脱落により重大な危害を生ずるおそれのある「特定天井」について、新築建築物等への適合を義務付ける建築基準法施行令の一部改正などを行いました。

同時に、既存の建築物についても、国土交通省が「社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」を活用し、天井脱落対策に係る改修工事等を実施する自治体に対して補助金を交付する補助制度を創設しています。

補助率は、公共建築物で国１１．５％（避難所指定の場合は国１／３）、補助対象限度額は、①ネット等による落下防止措置を行う場合は１３，４００円／㎡、②構造計算が必要な天井改修を行う場合は７０，０００円／㎡、③それ以外の場合３１，０００円／㎡であります。

しかし、天井耐震改修には莫大な費用が必要であり、現行の１㎡当たりの補助対象限度額は低額であることから自治体の財政負担は大きく、特定天井の耐震化を進めることが困難な状況です。

よって、国におかれては、**「社会資本整備総合交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」について補助率及び補助対象限度額を引き上げるなど、特定天井の耐震化に係る財政支援の拡充を要望します。**

メ　　モ

第４号議案

国民健康保険料（税）における１８歳未満の被保険者の均等割軽減制度の創設について

西尾張ブロック　提出

国民健康保険制度では、他の被用者保険（社会保険）と異なり「扶養」の考え方がないため、１８歳未満の者であっても、国民健康保険被保険者として加入者一人について均等割額が賦課されています。

しかし、他の被用者保険制度（社会保険等）では１８歳未満の子どもは被扶養者と扱われ費用負担は発生しません。

このため、子どもが生まれた場合、被用者保険（社会保険等）加入世帯は負担が増えないのに対し、国民健康保険加入世帯では、子どもの人数分だけ負担増となり、同じ子育て世代において、医療保険制度間での不均衡が生じています。

よって、国におかれては、**少子化対策及び医療保険制度間の公平の観点から、国民健康保険料（税）の賦課における１８歳未満の被保険者に対する均等割額について、軽減制度を創設するよう要望します。**

また、軽減制度を行うために必要な財源については、全額を国費で確保するよう要望します。

メ　　モ

第５号議案

生活保護費に関する債権管理に係る経費について

西尾張ブロック　提出

生活保護法には、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の被保護者の返還義務、扶養の義務がある者に対する費用の徴収に関する規定が設けられております。

これらの規定により市が回収した金額のうち、国庫負担分４分の３を国へ返還し、住所不定等の県費負担分がある者については、残りの４分の１も県へ返還することとなっています。

生活保護費の返還については、文書や訪問での督促を繰り返しても、対象者が支払いを拒否するなど、返還金や徴収金の回収に苦慮しているところであります。

また、生活保護費に係る債権の一部は非強制徴収公債権であり、資産差押や訴訟を提起しなければ債権回収は困難でありますが、差押の経費や訴訟費用については高額となっています。

しかしながら、生活保護費の債権管理に係る人件費及び経費については、負担金及び補助金の対象になっておらず、地方自治体の多大な経費負担が必要となるため、債権回収に難航している状況であります。

よって、国におかれては、**生活保護法第６３条に規定された返還金、第７７条及び第７８条に規定された徴収金を回収するための強制執行等に必要となる経費を国に返還する際に控除できるようにすることを要望します。**

メ　　モ

第６号議案

児童虐待防止対策に資する乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査に係る財政措置及び調査内容の明確化について

東尾張ブロック　提出

国が児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示すためにまとめた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）」において、緊急に実施すべき重点施策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられました。

これを受けて実施された「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」では、各市町村は調査の実施に当たって、要保護児童対策地域協議会の場の活用、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図り、早急な児童の安全確認と状況把握に努めることが求められました。

調査を効果的に行うためには、住民基本台帳と各種システムとの連携やデータ分析、訪問調査が必要と判断される家庭への訪問などが必要であることから、十分な調査期間を設け、予算と人員を確保することが必要です。

また、中学校までは学校を通して安全確認ができますが、義務教育終了後は、一部の手当支給に係るやり取り等の限定的な関わりとなるため、目視による安全確認を行うことが困難となります。

高等学校において安全確認を行うことは青年期の子どもに係る虐待の早期発見に資するものでありますが、高校生を対象とした調査を効果的に実施するためには、実施主体及び手法の検討が必要です。

よって、国におかれては、**今後、児童虐待防止対策に資する乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査を実施する場合には、適切な財政措置を講じるとともに、効果的な調査方法の検討及び調査基準の明確化を要望します。**

メ　　モ

第７号議案

子ども医療費助成制度の創設について

知多ブロック　提出

子ども医療費の助成については、都道府県によってばらつきがあります。県内においても、県の補助制度をベースに独自の上乗せをして、義務教育終了まで無料化する自治体や人口減少対策として高校卒業まで拡大する自治体など、無料化の対象を拡大する自治体が増加しております。

子ども医療費の助成は、各自治体の取組みや財政状況などにより自治体間で格差が生じており、住民間で不公平感も生じているところであります。

よって、国におかれては、**どの地域においても、国の責任において、義務教育終了時までの全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

ＤＶ被害等における一時保護中の医療費の県費負担について

東三河ブロック　提出

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であります。

現在、DV 被害者等が緊急的に一時保護施設に避難する必要が生じた場合、市から県へ入所依頼を行い、施設への移送を行っています。入所中の費用は県費負担となっておりますが、医療費は本人負担となります。

DV 被害等を受けている母子世帯の一時保護施設への入所依頼を県へ行う際は、入所期間中に必要となる医療費を支払うために本人名義の医療保険の加入や充分な所持金の持参が必要となります。

しかし、一時保護施設への入所という緊急時において、医療保険の切り替え手続を行うことや、充分な所持金を持参することは困難なケースが多く、入所手続が迅速に進まない事態が発生しています。

よって、国におかれては、**県費による医療費（受診及び診断書作成）負担が可能となる財政支援制度の創設と財政措置を要望します。**

メ　　モ

第９号議案

亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。

現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しており、そのたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ地震を想定した対策、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備において、ルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な開発・まちづくりを進める観点からも亜炭廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

メ　　モ

第１０号議案

下水道施設の改築への国費負担の継続及び財政措置の拡充について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

古くから下水道を整備してきた市町村では、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎える下水道施設の増加が見込まれ、今後、下水道施設の老朽化対策や維持管理費が増大していくことが懸念されます。また、管渠の老朽化に伴う道路陥没の発生も危惧されています。

このような中、平成２９年度の財政制度等審議会において下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について排出者が負担すべきとの考えが示され、これを受けて国土交通省では、平成３０年度の社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象を未普及解消と雨水対策とし、老朽化施設の改築更新事業は重点配分の対象外となりました。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道使用料の大幅な引き上げが必要となり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割を鑑み、下水道施設の改築への国庫負担（社会資本整備総合交付金等）を確実に継続するとともに、改築事業に対する財政措置を拡充するよう要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

防災、安全に係る各種事業事例集の作成について

西尾張ブロック　提出

自治体は防災、安全に係る各種事業について、整備や改良の方法の検討、計画の策定に向け、当該事業に有効である先進事例に関する調査などを行ったうえで事業化に向けた取組を行っております。

現在、一宮市では、踏切対策推進事業、無電柱化事業、通学路安全対策事業に対し事業化に向けた検討に取り組んでいるところであります。

踏切対策推進事業は、令和２年度までに指定を受けた踏切の改良又は計画策定を行わなければなりません。無電柱化事業は、「無電柱化の推進に関する法律」の施行を受け、国が策定した計画に基づき、現在具体的整備手法の検討を進めています。また、通学路安全対策事業は、グリーン塗装などを進めてきました。

しかし、踏切対策推進事業、無電柱化事業とも整備手法によっては多額の費用が必要となります。また、通学路を含む生活道路の交通安全対策事業は、ビッグデータを活用した、より効果的な安全対策が求められております。限られた予算を有効に活用し、また、より効果的な事業を行うためには、全国の具体的な事業実施事例の研究は極めて有効であります。

よって、国におかれては、**全国の自治体が実施した防災、安全に係る事業について、先進的な事例や創意工夫などを事例集として取りまとめるなど情報提供をするよう要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

景観阻害物件の除却に係る財政措置の拡充について

西尾張ブロック　提出

国は、都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりを行い、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図っています。

景観計画区域及び歴史的風致維持向上計画の重点区域においては、景観を阻害する建造物の除却等の事業に対し、「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」において、補助率を国１／３とする財政的支援を行っています。

人口減少時代になり、建築物全体の余剰ストックが増加する中では、建造物の除却も重要な景観まちづくりの取組となっております。

不要となった建造物を除却することは、周辺景観はもとより眺望景観の向上においても非常に有効な手段であります。

景観を阻害する建造物としては公共施設も例外ではなく、古い公共施設の場合、歴史上重要な場所に建築されたものも多く、現在となっては景観阻害物件と評価されるケースも少なくありません。また、景観阻害物件となった公共施設の除却は、景観の阻害解消はもとより、適正な施設再配置の側面からも効果が期待できるものであります。

よって、国におかれては、**景観まちづくりをより推進するため、「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」における景観阻害物件の除却に係る予算の増額など財政措置の拡充を要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

企業等における工業用水の転用利用について

西尾張ブロック　提出

現在、人口の減少、節水機器の普及などに加えて、企業等の地下水利用による自己水源への転換などに伴い水需要は減少傾向にあります。

工業用水は、工業（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）の用に供する水であり、国の通知に基づき、工業用水道事業の施設能力に余剰がある場合は、ショッピングセンターなど工業以外の業種の事業所で工業以外の用途の水を雑用水として供給することができることとされておりますが、飲用利用は認められておりません。

一方、工業の用に供する工業用水においては、その一部を自ら適切に処理し工場の敷地内での飲用利用も含め、工業の用に供する工業用水と解されるとのことであります。

しかし、現に水道施設が整備されている地域において、水道料金の節減を目的として、企業による工業用水の飲用利用が広がることは、工業用水の適正かつ合理的な運用を逸脱するおそれがあります。

水需要の減少する中、老朽管の更新などの施設整備を計画的に実施している水道事業にとって、健全な経営を圧迫する要因となっています。

よって、国におかれては、**企業等における工業用水の飲用利用に対して明確な規制を設けるなど適切な対策を講じることを要望します。**

メ　　モ

第１４号議案

無電柱化に向けた取組の推進について

知多ブロック　提出

電線類地中化を始めとする無電柱化は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等に資するものであり、国は、「無電柱化の推進に関する法律」（平成２８年法律第１２２号）を制定し、一層の推進を図っております。

しかしながら、自治体が無電柱化を進めるにあたっては、事業に係る費用が高額となることが大きな課題となっています。

そうした中、埋設の深さの基準や、電力線と通信線の離隔距離に関する基準の緩和が行われ、低コスト手法による整備が可能となっておりますが、小型ボックス方式については、使用する資材が特注品となることから、従来の工法と比較して、低コスト化に繋がっていない実情があります。また、直接埋設方式については、試験検証段階であることから電線管理者との協議ができない状況であります。

よって、国におかれては、**無電柱化の推進に向け、低コスト手法に用いる製品の標準化（汎用品化）により使用資材の低コスト化を図るとともに、試験検証段階である直接埋設方式の早期実用化を進めるよう要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

臭気対策施設新設等に向けた財政支援及び臭気対策に関する情報提供について

知多ブロック　提出

全国でも有数な畜産業の盛んな地域である知多地域では、畜産施設が住宅地に近接する都市近郊型農業地域を形成しております。

そのため、近接する住民や観光客などから、臭気など周辺環境に対する苦情が寄せられており、糞尿処理については緊急の課題であり、畜産環境対策事業を推進し、畜産臭気軽減に努めていますが、根本的な解決に至っておりません。

堆肥舎等の臭気対策施設の新築・改築を行うためには多額の費用が必要であり、畜産農家が単独で実施することは困難であります。国においては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として、畜産クラスター計画に位置付けられた協議会に対し、収益力強化事業の一環で、畜産環境問題への対応に必要な施設設備等について補助金を交付しておりますが、畜産農家単独で実施するものに対する補助はありません。

よって、国におかれては、**畜産農家単独で実施する臭気対策施設の新設及び修繕等に必要な費用に対する補助制度の創設を要望します。**

また、臭気対策に有効な堆肥舎等の構造及び装置についての情報提供など、国の技術的知見からの積極的な支援を併せて要望します。

メ　　モ

第１６号議案

第５次環境基本計画における地域循環共生圏の創造について

東三河ブロック　提出

近年、気候変動が原因と考えられる記録的な豪雨や台風及び高温による災害が頻発しており、愛知県内においても、台風による、農林業への被害、長期の停電が発生しています。

そうした中、国は、温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す枠組みである「パリ協定」や「持続可能な開発目標（SDGｓ）」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、平成３０年４月、「第５次環境基本計画」を閣議決定しました。

本計画では、今後日本が目指すべき社会像として「地域循環共生圏」が打ち出され、各地域が持つ自然、人材資金等の資源を最大限に活用した「脱炭素・循環・共生」による自立・分散型社会の全国への展開と、都市と農山漁村の連携の重要性が提起されております。

本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中、人口の地域的な偏在は加速化しております。農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林は増加し、自然災害に対する脆弱性は高まっております。環境が抱える課題は、社会、経済が抱える課題と密接に関わるものであり、各地域は、総力を結集して、地域循環共生圏を推進する必要があります。

国は、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業を実施することとしているものの、具体的な制度や施策の内容については、十分に示されていないのが現状であります。

よって、国におかれては、**地域の活性化など持続可能な社会への転換につながる「地域循環共生圏」を推進するための具体的な制度や施策の提示を要望します。**

また、各地域で「地域循環共生圏」を推進する上では、データの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、具体的な支援を要望します。併せて、「地域循環共生圏」の推進に当たっては、市町村の意見を十分反映させることを要望します。

メ　　モ

第１７号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

東尾張ブロック　提出

小中学校施設の老朽化は深刻な状況となっており、施設の長寿命化を図るとともに、教育現場のニーズに合った改修を進める必要があります。児童・生徒の安全・安心の確保や学習環境の改善のため、小中学校施設の長寿命化改良事業及び大規模改造事業の早期着手が課題となっております。

長期的な視点で計画的に工事を実施する必要がありますが、国の「学校施設環境改善交付金」の補助率は３分の１で、現在の補助単価で、これらの工事を実施するには莫大な費用が必要となります。

地方財政が逼迫する中、一時期に複数校の事業を実施する余裕はなく、全ての事業を終了するためには、相当の年数を要することとなります。

そのため、施工順位の遅い学校施設で止むを得ず屋上や外壁等の部位別の改修で急場を凌いだ場合、学校施設環境改善交付金の基準を満たさず、対象とされません。

よって、国におかれては、**小中学校の老朽化対策等に伴う長寿命化改良事業や大規模改造事業について、継続的かつ確実な財源を確保するとともに、屋上や外壁等の部位別改修が補助対象となるよう、学校施設環境改善交付金の交付基準を見直すなど国庫支援制度を拡充するよう要望します。**

メ　　モ

第１８号議案

小中学校における日本語指導教員の配置基準の見直しについて

西三河ブロック　提出

近年、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、増加傾向にあり、愛知県内の小中学校にも日本語指導の必要な児童生徒が多く在籍しております。

特に、知立市には、外国人児童生徒の占める割合が高い学校がいくつかあり、こうした児童生徒に対するきめ細やかな指導、安心して学校に通うことが出来るような環境づくりに取り組んでいるところであります。

そのような日本語能力に課題のある児童生徒の指導のため、愛知県教育委員会からは一定の基準により日本語指導教員の加配がなされており、教育効果をあげているところであります。

一方、国においては「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正を行い、外国人児童生徒等への指導の充実のため、従来加配措置であった定数について、平成２９年度から１０年間をかけて段階的に基礎定数化していくこととしましたが、その基準は児童生徒１８人に対して教員１人を配置するというものであります。

そのような状況の中、平成３１年４月に施行された改正出入国管理法において、労働力不足に対応するための新たな在留資格「特定技能」の創設がなされたことから、今後は外国人労働者の受入れが加速度的に増加することが想定され、日本語指導教員の必要性が更に高まってくることは明白であります。

よって、国におかれては、**外国人児童生徒の増加傾向に対応し、外国人児童生徒に対するよりきめ細やかな指導と安心して学校に通うことが出来るような環境づくりが喫緊の課題であることに鑑み、文部科学省の日本語指導教員の配置基準の緩和に向けた見直しを要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１７１回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	加　藤　慎　也
総　務　局　長	横　井　篤　史
市町村課長	柳　澤　康　行

新城市

新城市議会議長	丸　山　隆　弘

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	森　和実
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（新城市）　　副市長　広瀬安信

愛知県市長会事務局　　事務局長　加藤正人

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１５年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１４０	平成15年10月2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年5月7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月3日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月3日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年4月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
１６９	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール
１７０	平成30年10月3日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館

（注）第１３９回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２